

保有個人データの開示等の手続について

当社は、個人情報保護法第27条2項および3項、第28条、第29条、ならびに第30条にもとづき（以下、これらを総称して「開示等」といいます。）、ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等の手続に対応いたします。

（１）開示等の求めの申出先について

お客さまからの保有個人データの開示等の請求につきましては、下記窓口にお申出ください。

〔保有個人データの開示等のお客さまご請求窓口〕

〒500-8047 岐阜県岐阜市中竹屋町34番地

十六ビジネスサービス株式会社 総務部 電話番号 058-266-2682

（２）開示等の求めの方式について

開示等のご請求につきましては、お客さまご請求窓口に当社所定の書面をご提出いただくことにより、お手続きいたします。

（３）開示等ご請求者（代理人を含む）の本人確認方法について

保有個人データの開示等のご請求を受付けた場合には、以下の書類等により、開示請求者（代理人を含む）のご本人確認をさせていただきます。

1. 開示依頼書に押印した実印の印鑑登録証明書
2. 顔写真付で氏名、生年月日および住所を確認できる公的書類のうち1点 ア. 運転免許証 イ. パスポート ウ. 住民基本台帳カード エ. 在留カード、特別永住者証明書
3. 上記2. 以外の書類の場合には、次の公的書類のうち2点 ア. 各種健康保険証 イ. 各種年金手帳（証書） ウ. 各種福祉手帳（証書） エ. 住民票の写 オ. 住民票の記載事項証明書 カ. 戸籍謄本・抄本（「戸籍の附票の写し」を添付）

（４）手数料

開示のご請求のうち、「開示依頼書」記載の「項目」指定のものにつきましては、1,100円（税込）の手数料を当社指定の方法によりいただきます。

また、「その他」指定のものについては実費をいただきます。

（５）回答方法

開示等のご回答につきましては、ご本人さま宛に郵便にてご送付いたします。（代理人さまからのご請求につきましてもご本人さま宛にご送付いたします。ただし、未成年者、成年被後見人における法定代理人さまからのご請求につきましては、代理人さまにご回答いたします。）

(6) 開示等の求めをする方が代理人である場合の代理権を確認する方法

法定代理人の場合には、戸籍謄本、審判書謄本等、開示請求者本人の法定代理人であることを確認できる書類をご提出いただきます。また、任意代理人の場合には、当社所定の「委任状」をご提出いただくほか、ご本人さまとのご関係等について確認させていただきます。

以 上